２００９年５月２６日

特定非営利活動法人
全国マンション管理組合連合会
会長　穐山精吾

地デジ問題に関する各政党への要望書

平素は、当連合会の活動に対するご配慮並びにひとかたならぬご指導ご尽力に対し心より御礼申し上げます。

さて、テレビコマーシャルの頻度も高まり、一般の国民の間でもようやく関心が高まってきた地デジ問題でありますが、アナログを停波して地デジに完全移行する日まで残り８００日を切る時期となってまいりました。私どもマンション管理組合にとりましても、マンション住民が自ら視聴する集合住宅共聴施設及びマンションの建物が原因で発生する受信障害対象住戸用に設けられております受信障害対策共聴施設と、二つの共聴施設を地デジ用に改修することが迫られております。しかし、地デジ完全移行までに残された時間がどんどん少なくなっているにもかかわらず、改修の進捗状況は、全くはかばかしくありません。その原因は、地デジ移行に向けた総務省の施策に大きな問題があるためです。

そこで、私どもは、マンションにおける地デジ化の現状がどのようになっているのかについて、マンション管理組合に対する全国調査を実施いたしました（添付別紙「地デジ移行に係る分譲マンション共聴施設改修状況の全国実態調査の報告」参照）。その結果、見えてきたことは、国のミスリードによる地デジ化の停滞とそれに対する無策ぶりといった実態でした。このことは、特に都市部の受信障害対策共聴施設への対応に顕著に表れております。

国の今年度予算には地デジ関連の予算も多数盛り込まれ、今年に入って各都道府県に総務省テレビ受信者支援センター（通称「デジサポ」）も設置されるなどしておりますが、地デジ促進に向けた基本条件は従来とほとんど変わっておりません。したがって、このまま推移すれば、２０１１年７月２４日までに地デジ移行に向けた対応を完了させることは不可能という状況です。

以下に、私どもの調査結果を踏まえて、都市受信障害対策共聴施設の問題を中心に、地デジ移行に向けての問題点をあげていきます。

１．マンションにおける都市受信障害対策共聴施設の改修実施率は１３．９％

今回調査いたしました私どもの会員マンションのうち、回答があったのは１，４５９、このうち受信障害対策共聴施設を設置しているマンションは４８０あり、回答したマンション全体の３３．９％となります。そして、このうち現在までに地デジ改修を終えたところは、６７マンションです。これは、受信障害対策共聴施設を設置しているマンション４８０のうちの１３．９％となり、きわめて低い改修実施率であることがわかりました。

では、まだ改修を終えていない残りの９割近いマンションの共聴施設を、８００日に満たない

残りの時間内で改修を終えることができるのかというと、以下に示す実態からもそれはきわめて困難であることがわかります。

２．都市受信障害対策共聴施設の改修が進みにくい理由

総務省は、当該共聴施設の改修を進める方法として、共聴施設管理者と共聴施設利用者が協議して応分の負担をしたうえ改修を行うこととしています【都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る周知の促進について（通達）：総情域第１５１号（平18．11．27)】。

しかし、この方法が当該共聴施設の改修を遅らせている最大の原因でもあります。その理由は、以下に示す問題にあります。

①共聴施設利用者は「被害者」という意識

マンションの近隣に住む共聴施設利用者は、これまで、高層のマンションが建ったことによって、自分達はテレビを見ることができなくなったと考えています。したがって、マンションが自らの責任と負担でテレビを見られるようにするのは当然であると考えています。それにもかかわらず、なぜ、今回の地デジ改修の場合は、被害者である自分たちが費用負担までしなければならないのか？納得できない。と強く思っています。

②マンションは受信障害の「原因者」ではないと思っている

一方、マンション管理組合側は、アナログの時は「原因者負担」という法律上の規定があったので、マンションが共聴施設の設置と管理に責任を負うことを理解しましたが、今回は国の政策によって電波を変更するのであるから、「原因者」はマンションではなく国である、という認識です。にもかかわらず、マンション側にも負担を求めることには合理性がない、と考えています。

③当事者間協議に調整役がいない

以上のように、これまでの経緯から、双方が自らの負担と責任で共聴施設の改修を行うことを納得していない状況があります。そのうえ、このような費用負担のからむ話し合いを、利害が対立する当事者だけで行った場合に、直ちに暗礁に乗り上げることは容易に想像できますが、総務省の通達によれば、それを調整役も置かずに進めようとしているのです。ここに大きな無理があります。

④受信状況調査を国が実施しないため当事者間協議の相手がわからない

さらに、管理組合側の問題でいうと、協議の対象者である受信障害対象者を特定できない、という問題があります。どの住戸が受信障害を起こしているかということは、受信状況調査を実施しないとわかりません。総務省は、デジサポに簡易受信状況調査を実施させると言っていますが、簡易調査では、個々の住戸の受信障害までは特定することができません。したがって、受信障害の住戸を特定するためには、本格的な受信状況調査を実施しなければなりませんが、それも当事者間協議で決めるように総務省は言っています。しかし、その当事者間協議の相手が特定できないのに、協議ができるわけがありません。その結果、当事者間協議は、入口で暗礁に乗り上げているのが実情です。

私どもの調査からも、これまでに受信状況調査を行ったマンションのうち、６７．５％は管理組合が行っており、近隣の受信障害対象者が行ったのは１．８％、さらに管理組合と受信障害対象者が共同で行ったものも１．８％にすぎないという結果が出ています。

⑤地デジ改修のスタートラインに立てない現実

次に、①から④に示した理由によって地デジ改修に着手する前段階で、取組みが滞っていることが、次のような私どもの調査結果にも現われています。

まず、受信状況調査の実施状況ですが、「調査済み」は２０．４％、「調査の予定あり」は１５．７％で合計が３６．１％となります。これに対して、調査実施の「予定不明」は３１．５％、「予定なし」は１４．９％、「わからない」は８．６％で、これらを合計すると５５．０％になり、半数以上のマンションで受信状況調査の見通しが立っていないことがわかります。

受信状況調査を実施し、受信障害対象者が特定されると、管理組合とそれらの人々との協議を開始することになりますが、実際に協議を実施したのは１１．１％、実施の「予定あり」と答えたのは１１．７％で合計２２．８％となります。これに対して、実施の「予定不明」は４１．５％、「予定なし」は１６．８％、「わからない」は１０．７％で合計すると６９．０％になり、実に７割近いマンションで協議の見通しが立っていないことが判明しました。

また、地デジ改修の予定について聞いてみると、改修工事を実施したマンションは１３．９％、「実施予定あり」は８．５％になっており、両方合わせても２２．４％にしかなりません。それに対して「未実施」は４４．１％、「実施予定なし」が１７．９％、「わからない」が１５．４％、で、これらを合計すると７７．４％となり、８割近くのマンションにおいて地デジ改修の見通しが立っていないことが明らかになりました。

以上の調査結果からも、実際に地デジ改修工事に着手するためには、前段階の受信状況調査と当事者間協議という非常に高いハードルをクリアしなければならず、このことが受信障害対策共聴施設の地デジ改修工事を停滞させている大きな要因となっていることがわかります。

３．法的根拠を持たない当事者間協議という手法の不合理性

私どもが実施した今回の調査では、次のような意見が多数寄せられています。

◆近隣住民からデジタル化を強く求められているが、法的根拠が明確にされない限り、管理組合としての態度は決められない。

◆近隣住民から地デジが視聴できないのは、当マンションが原因である可能性が高いと対策の要望がきている。安くない調査費を負担する気はない。国が負担すべきである。民間マンションが果たしてどこまで近隣住民に対して保障しなければならないのか疑問である。

◆総務省通達は、問題があれば当事者同士で話し合って解決して下さいという程度のものなので、国がきちんとした方針を出さないから、今後も電波障害設備の費用負担に関する様々なトラブルが予想される。国は民対民の問題と定義付け、地域での話し合いを勧めているが、トラブルは避けられないでしょう。中には裁判にまでなるものも出てくるでしょう。国の丸投げ的なやり方に迷惑を感じています。

◆先日、電波障害で近隣地区の住民から管理会社に苦情が入りました。築２０年も経っており、建築時に事業主がやったことなので、誰もわからず、結局、その住民の方が修理されました（自費）。管理組合としては、共聴アンテナのスペースは貸すだけとの考えで引き

続き使用はしてもらっています。役員内で調査した結果、地デジ移行に当たってのマンション側の再調査、保障は実施する必要は無いと判断し、今後も地デジ対応で動くことは無いと考えております。国が勝手に実施することなので、マンション側の責任はないと判断しております。

以上のような意見に見られるとおり、法的根拠も示さずに、民間のマンション管理組合が近隣住戸に対する保障をしなければならないのは納得できないといった意見が多数寄せられています。これは、法律という正規の国のルールとして、今回の手法が示されていない、という認識から、国会での議論も無く国が勝手に決めたことに、国民が従う義務はないとの意見であります。

４．受信障害対策共聴施設の改修を放棄する高速道路会社やＪＲ

阪神高速や首都高速などの道路会社やＪＲなどの鉄道会社は、自社のホームページ上で地デジ移行後の受信障害対策は行わないことを明言しています。たとえば、「高速道路が建設されることによって生じる一定の基準を超えるテレビ電波受信障害については、共同受信施設等の設置によってテレビ電波受信障害の解消をはかっています。なお、２０１１年７月末には現在のアナログ方式によるテレビ放送は、デジタル方式に完全に移行されることが予定されておりますが、阪神高速では、既にアナログ方式によるテレビ受信対策を行った地域あるいは世帯については、デジタル方式によるテレビ受信障害対策は行わないこととしています。」（阪神高速道路株式会社）。

このような高速道路会社等の決定の根拠になっているのが、平成１５年７月１１日付けの国交省事務次官通達であります。この通達は、「受信障害に対しては、当初の補償で責任は終わっている」との見解を示しています。

そうすると、受信障害に対して、いわば「渡し切り」とでも言うべき内容の国交省の見解と、アナログ以降も受信障害に対する保障を求める総務省とで、見解の相違があることになってしまいます。完全な政府内不一致といえる状況です。毎日新聞５月６日付け朝刊の記事にもありますとおり、「電力会社や鉄道会社、高速道路会社などは既に、施設の廃棄や譲渡で受信障害対策を大幅に縮小する方針を打ち出している。」と報道されています。

このように都市の受信障害対策用共聴施設の改修は、マンションばかりではなく、企業等が管理する多くの共聴施設においても、その改修が著しく困難であるという状況が顕在化しています。

５．２０１１年７月の地デジ完全移行と新しい電波塔となる東京スカイツリーの完成時期

現在、東京都墨田区押上に建設中の新しい電波塔である東京スカイツリーの開業は、２０１２年春といわれています。そうすると、地デジへの完全移行である２０１１年７月からは、時期的に相当ずれることになります。そうすると、受信障害対策共聴施設のみならず、一般家庭のアンテナも電波の発信位置が変わるため、スカイツリー開業時に再度、アンテナの方向を調整しなければならないのではないか？という疑問が当然出て来ますが、この点についても、これまで正式な説明は行われていません。現状のままでは、スカイツリーからの電波を受信する人たちは、１年の間に２回も電波受信施設の調整をしなければならなくなり、その経費は国民が負担するのであれば、とうてい理解は得られません。国内最大の受信者を抱える首都圏の問題なので、早急な説明が求められるところです。

以上、５点にわたって当面の問題点を指摘いたしました。このことを踏まえまして、私どもは、この地デジ問題の解決に向け、次のことを貴党にお願い申し上げます。

１．上記に提示いたしました問題をはじめ数多くの課題を抱える地デジ問題は、これまでほとんど国会で論議されておらず、多くの国民もこうした問題があることを未だ認識しておりません。したがって、早急に国会論議の俎上に上げ、国民の疑問や不安を解消し、納得できる形で地デジ完全移行が行われるよう徹底した審議を行っていただきますよう強く要望いたします。

２．今年９月までには必ず衆議院総選挙が行われます。この選挙に際して、地デジ問題は各政党の政策を比較検討するうえで、きわめて重要であると考えます。私たちの投票行動においてもこの問題に対する各党の政策は、大きな判断材料となります。その意味からも、必ず貴党のマニフェストに、この地デジ問題に関する政策を記載していただきますようお願い申し上げます。

以上が地上デジタル放送への移行に対する私どもの意見並びに要望であります。これらの意見は、当連合会加盟１９団体の意見をまとめたもので、以下に加盟団体名、代表者名及び会員管理組合数を記載いたします。私どもの意見を、現場の各管理組合の生の声として十分ご検討いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【NPO 法人全国マンション管理組合連合会加盟団体】

①社団法人北海道マンション管理組合連合会
　代表者　瀬野尾嘉明　　３７４管理組合・２８，９８６戸

②NPO 法人東北マンション管理組合連合会
　代表者　鎌田　坦　　１３８管理組合・１０，８７１戸

③NPO 法人日本住宅管理組合協議会
　代表者　穐山精吾　　１８７管理組合・４９，９７４戸

④NPO 法人集合住宅管理組合センター
　代表者　伊藤智恵子　　３５３管理組合・２０，１０６戸

⑤NPO 法人埼玉県マンション管理組合ネットワーク
　代表者　佐々木一　　８２管理組合・８，２００戸

⑥NPO 法人かながわマンション管理組合ネットワーク
　代表者　高尾勝彦　　２６７管理組合・４７，７５９戸

⑦NPO 法人中部マンション管理組合協議会
　代表者　片桐忠孝　　２８２管理組合・１４，１０２戸

⑧NPO 法人京滋マンション管理対策協議会
　代表者　谷垣千秋　　１８５管理組合・２０，８４３戸

⑨NPO 法人奈良県マンション管理組合連合会
　代表者　金屋平三　　３８管理組合・２，８２７戸

⑩NPO 法人関西分譲共同住宅管理組合協議会
　代表者　佐藤隆夫　　１３４管理組合・１５，０４６戸

⑪NPO 法人岡山県マンション管理組合連合会
　代表者　伊東靖太　　９管理組合・５９３戸

⑫NPO 法人広島県マンション管理組合連合会
　代表者　長　宏行　　１３９管理組合・８，２３９戸

⑬NPO 法人福岡県マンション管理組合連合会
　代表者　石川靖治　　２４３管理組合・１１，６９３戸

⑭NPO 法人福岡マンション管理組合連合会
　代表者　杉本典夫　　６４３管理組合・４４，６３７戸

⑮NPO 法人長崎県マンション管理組合連合会
　代表者　三浦正俊　　９管理組合・７６０戸

⑯NPO 法人熊本県マンション管理組合連合会
　代表者　平江澄雄　　５７管理組合・３，１９３戸

⑰NPO 法人宮崎県マンション管理組合連合会
　代表者　布谷清澄　　４７管理組合・２，８５７戸

⑱NPO 法人鹿児島県マンション管理組合連合会
　代表者　有薗修一郎　　７管理組合・６２５戸

⑲NPO 法人沖縄県マンション管理組合連合会
　代表者　田代昭大　　１７管理組合・９６３戸